

**九州管内の大臣許可に係る建設業許可申請等の  
確認資料に係るQ&A**

	質 問	回 答	備 考
<b>【常勤性の確認資料】</b>			
Q1	「住民票の写し」とは、地方公共団体から発行される原本のことか。	原則として、原本を提出願います。	
Q2	住民票の写しと健康保険被保険者証カードの写しは両方とも提出するのか。	両方とも提出願います。	
Q3	営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼ねている者がいるが、住民票の写し等は2部提出する必要があるか。	1部のみ提出で可能です。	
Q4	現住所が住民票と異なる場合に、会社の寮に入っているため、提出を求められている3点の書類(住居の賃貸借契約書の写し等)が存在しない。その場合にはどのような書類を提出すればいいか。(会社で公共料金を負担し、郵便物は寮宛の場合)	以下の書類等を提出願います。 ・会社の寮等における営業所の所有の確認資料と同様の資料 ・寮費等が給与で引き落とされている場合、給与簿(又は給与明細)	
Q5	健康保険に加入していない場合に、他にどのような書類を提出すればいいか。	住民税特別徴収税額の通知書、標準報酬決定通知書、源泉徴収票及び給与簿(又は給与明細)等により、被証明者がその会社に雇用されていることを証明できる書類を提出願います。	
Q6	会社が健康保険組合等に参加しており、その組合が国民健康保険に加入している場合の提出書類は何か。(国民健康保険者証に会社名が記載されていない)	会社が健康保険組合等に参加していることを証明する書類及び国民健康保険者証の写しを提出願います。	
Q7	公共料金の領収書の写し、郵便物の写し等について、記載内容等に何か条件があるか。	公共料金の領収書の写し等は、以下の点が満たされている書類を提出願います。 ・被証明者の住所、氏名が記載されていること ・郵便局の消印(3ヶ月以内)が押されていること	
<b>【経験の確認資料】</b>			
Q8	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を許可申請書類に添付している場合、その他に確認資料としても提出する必要があるか。	提出する必要はありません。確認書類の表紙に許可申請書に添付と記載願います。	
Q9	商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本は、写しの提出でも可能か	原則として、原本を提出願います。	
<b>【権限の確認資料】</b>			
Q10	委任状は定められた様式等があるのか	定められた様式はありません。以下の点が満たされている委任状を提出願います。 ・委任者、受任者が記載され、記名押印されていること ・契約に関する権限等、委任内容が記載されていること	
<b>【営業所の存在の確認資料】</b>			
Q11	写真を貼り付ける用紙が添付されているが、この用紙以外に写真を貼り付けて提出することは可能か。	可能です。ただし、営業所の名称、撮影日等がわかるようにすること。	
Q12	デジタルカメラで撮影した写真での提出は可能か。	可能です。ただし、営業所の名称、撮影日等がわかるようにすること。	
Q13	マンションの1室に事務所があり、マンションに看板が無い場合、外観の写真はどうすればいいか。	外観の写真とともに、マンションの案内板又は郵便ポスト等、そのマンションに入居していることがわかる写真を撮影して提出願います。	
Q14	営業所の地図は、インターネットによるものでも可能か。	営業所の所在地が明記されており、交通機関、公共、公益施設等の位置をわかるものであれば地図の種類は問いません。	
<b>【全 般】</b>			
Q15	住民票の写しや写真など、発行日、撮影日に制限はあるのか。	申請日の3ヶ月前までに発行された証明書、写真等を提出願います。	
Q16	提出先と提出部数は。	許可申請書類の提出先(県の事務所等)に1部提出すること。ただし、九州地方整備局から追加で書類を求められた場合には、直接九州地方整備局に提出願います。	
Q17	提出した書類は返却されるのか。	提出された書類は返却致しません。	

(平成18年4月版)

**このQ&Aは、九州管内の大臣許可に係る建設業許可申請等の確認資料についてのみ適用します。**